

板橋区診療放射線技師設置要綱

(令和元年11月25日 区長決定)

(令和4年3月25日 一部改正)

(目的)

- 第1条 この要綱は、保健所における診療放射線業務を円滑に実施するために、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号。以下「会計年度任用職員任用規則」という。）に基づき、診療放射線技師の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 診療放射線技師の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

第2条 診療放射線技師は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 診療放射線撮影業務、画像読影業務に関すること。
- (2) 結核患者管理・結核健康診断に関すること。
- (3) 感染症診査協議会の運営に関すること。
- (4) 前各号に付随する事項

(設定数)

第3条 診療放射線技師の設定数は、2人とする。

(任用)

第4条 診療放射線技師は、次の各号に該当する者のうちから、選考により区長が任用する。

- (1) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）に規定する診療放射線技師の免許を有する者
- 2 任用に当たっての選考の方法は、保健所長が別に定める。
- 3 診療放射線技師の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
- 4 診療放射線技師の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

第5条 診療放射線技師として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 住民票記載事項証明書又は住民票の写し
- (3) 診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）に規定する診療放射線技師の免許証のコピー（原本を確認）
- (4) その他板橋区保健所感染症対策課長（以下「課長」という。）が必要と認める書類

(任期)

第6条 診療放射線技師の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする。

- 2 区長は、診療放射線技師の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を更新することができる。

(分限)

第7条 診療放射線技師に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第8条 診療放射線技師に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和35年板橋区条例第15号）の定めるところによる。

(服務)

第9条 診療放射線技師の服務は、東京都板橋区処務規程（昭和44年板橋区訓令甲第2号）の定めるところによる。

(勤務時間等)

第 10 条 診療放射線技師の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は月 16 日とし、勤務日は課長が定める。
 - (2) 勤務時間は、1 日につき 7 時間 15 分とする。
 - (3) 診療放射線技師の正規の勤務時間は 8 時 45 分から 17 時まで（次号の休憩時間を含む。）とする。
 - (4) 診療放射線技師の休憩時間は、12 時から 13 時までとする。
- 2 前項に定めるもののほか、診療放射線技師の勤務時間等に関する場合は、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年板橋区規則第 40 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）の定めるところによる。

(勤務場所)

第 11 条 診療放射線技師の勤務場所は、課長が定める。

(休暇等)

第 12 条 診療放射線技師の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第 13 条 診療放射線技師における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 35 年板橋区条例第 17 号）、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号）等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第 14 条 診療放射線技師の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年板橋区条例第 21 号）及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年板橋区規則第 39 号）の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第 15 条 診療放射線技師に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）及び労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによる。

(社会保険等)

第 16 条 診療放射線技師に対する社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の定めるところによる。

(研修)

第 17 条 診療放射線技師に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(健康診断等)

第 18 条 診療放射線技師の健康診断等については、板橋区職員健康管理規則（昭和 59 年板橋区規則第 10 号）の定めるところによる。

(被服)

第 19 条 診療放射線技師に対する被服の貸与は、東京都板橋区被服貸与規程（昭和 35 年板橋区訓令甲第 6 号）の定めるところによる。

(人事評価)

第 20 条 診療放射線技師の人事評価については、板橋区人事評価規程（平成 8 年板橋区訓令第 20 号）の定めるところによる。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、課長が別に定める。

付 則
この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 （改正 令和 4 年 3 月 2 5 日）
この要綱は決定の日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。